

## ①投票用紙等の請求について

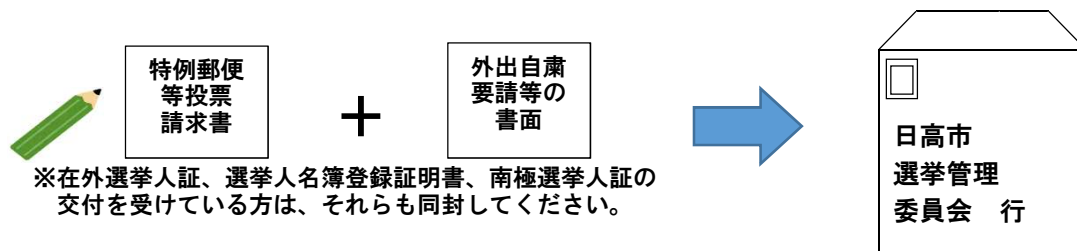
特例郵便等投票をする方は、電話で投票用紙等の請求書を請求してください。投票用紙等の請求に必要な物品をお届けしますので、次のとおり投票してください。

### ①特例郵便等投票の投票用紙等の請求記入してください。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスク、使い捨て手袋を着けるようにしてください。



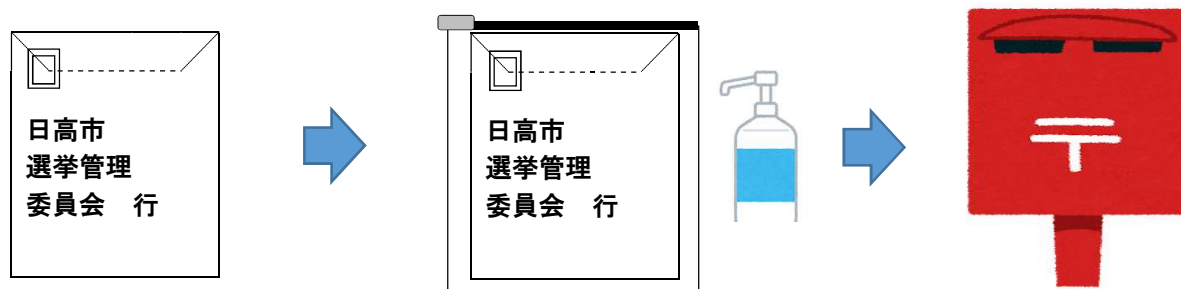
### ②請求書を記入したら、外出自粛要請等の書面とともに返信用封筒に封入してください。



### ③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケースに封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされていますので、上記の投票方法にご協力ください。